

医療 DX 推進体制整備加算について

A000 注16にかかる掲示

当院では、2024 年診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制に向けた準備をしています。（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

（※電子処方箋未導入のため加算 4～6 を算定しています）